

承認容器廃止届出書

令04原機(環材)032

令和4年12月5日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第2項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 輸送容器の名称

JRF-90Y-950K型

2 承認容器登録番号

No.	承認容器登録番号	製造番号	
		本 体	燃料バスケット
1	S1B119	JRF-1	JRF-1
2	S2B119	JRF-2	JRF-2
3	S3B119	JRF-3	JRF-3
4	S4B119	JRF-4	JRF-4
5	S5B119	JRF-5	JRF-5
6	S6B119	JRF-6	JRF-6
7	S7B119	JRF-7	JRF-7
8	S8B119	JRF-8	JRF-8

9	S9B119	JRF-9	JRF-9
10	S10B119	JRF-10	JRF-10
11	S11B119	JRF-11	JRF-11
12	S12B119	JRF-12	JRF-12
13	S13B119	JRF-13	JRF-13
14	S14B119	JRF-14	JRF-14
15	S15B119	JRF-15	JRF-19
16	S16B119	JRF-16	JRF-20
17	S17B119	JRF-17	JRF-21
18	S18B119	JRF-18	JRF-22

(設計承認番号：J/119/B(U)F-96(Rev. 2))

3 廃止の年月日

令和4年11月24日

4 廃止の理由

新しい設計承認書(設計承認番号：J/2043/B(U)F)に基づく容器承認書(令和4年11月24日付け原規規発第2211245号)を取得したため。

容器承認書

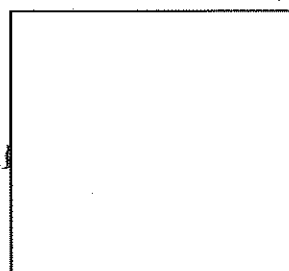
原規規発第 1807177 号

平成 30 年 7 月 17 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 9 日付け 29 原機（大材）020（平成 30 年 6 月 1 日付け 30 原機（環材）023 をもって一部補正）をもって申請のあった輸送容器については、同規則に定める技術上の基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者 : 理事長 児玉 敏雄
- 輸送容器の名称 : JRF-90Y-950K 型

3. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外 径 :
高 さ :

(2) 輸送容器重量 :

(3) 核燃料輸送物の総重量 : 950 kg以下

(4) 核燃料輸送物の外観 : 添付図のとおり

(5) 輸送容器の主要材料

容器本体 : ステンレス鋼、
外容器蓋 : ステンレス鋼、
内容器蓋 : ステンレス鋼、
燃料バスケット : ステンレス鋼、

4. 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類 : BU型核分裂性輸送物

(2) 輸送制限個数 : 制限なし

(3) 配列方法 : 任意

(4) 臨界安全指数 : 0

5. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

添付表-1のとおり

6. 承認容器登録番号

添付表-2のとおり

7. 承認容器として使用する期間

平成30年7月17日から平成34年12月7日まで

8. 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

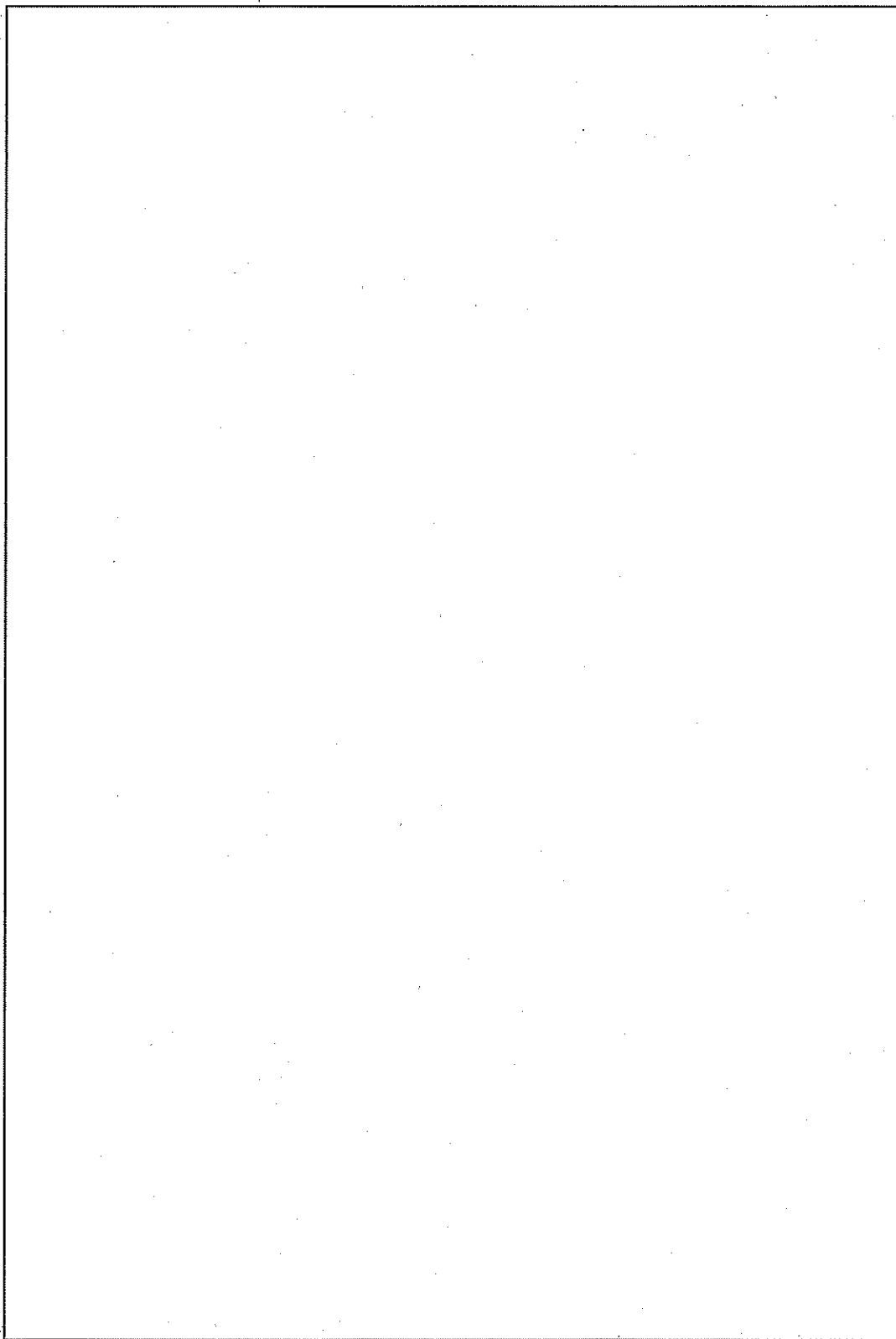
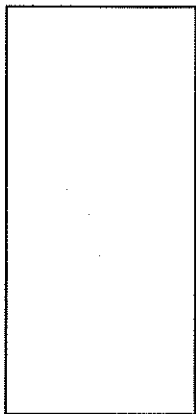
(1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法

a. 輸送容器の取扱いにおいては、吊具、クレーン等に異常がないことを確認するとともに、その保管は屋内で行うこと。また、収納物を取り出した後、外観検査及び容器内面の表面密度検査を実施し、必要に応じて除染等を行って、輸送容器の健全性を確認し、十分な配慮と計画のもとに慎重に取り扱い、安全対策に万全を期すること。

b. 輸送容器は、1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上）それぞれの輸送容器について、定期自主検査（外観検査、耐圧検査、気密漏えい検査、未臨界検査、吊上検査及び密封容器の弁、ガスケット等の保守）を行うこと。

(2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置

輸送物の発送に当たっては、外観検査、吊上検査、重量検査、表面密度検査、線量当量率検査、未臨界検査、収納物検査、気密漏えい検査、圧力測定検査及び温度測定検査を行うこと。



添付図 JRF-90Y-950K型核燃料輸送物外観図

添付表一 1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (1/2) (新燃料)

原子炉	JRR-3		JRR-4		JMTR	
	JRR-3 標準燃料要素	JRR-3 フオロウ型 燃料要素	JRR-4B型 燃料要素	JRR-4L型 燃料要素	JMTR 標準燃料要素	JMTR燃料 フオロウ
装荷数 (体/容器)	10以下					
燃料形式	LEU燃料		HEU燃料	LEU燃料	MEU燃料	LEU燃料
種類	ウランシリコニアアルミニウム分散合金	ウランシリコニアアルミニウム分散合金	ウランアルミニウム分散合金	ウランシリコニアアルミニウム分散合金	ウランアルミニウム分散合金	ウランシリコニアアルミニウム分散合金
性状	固体					
重量	235U重量 (kg以下/容器)					
	U重量 (kg以下/容器)					
濃縮度 (wt%)	235U重量 (kg以下/体)					
	U重量 (kg以下/体)					
放射能の量	総量 (GBq以下/容器)					
	主要な核種 (GBq以下/容器)					
燃焼度 (%以下)						
発熱量 (W以下/容器)	0 (新燃料)					
冷却日数 (日)						

・一つの輸送容器に収納することができる核燃料物質は、原子炉毎に、種類及び濃縮度が同じ場合にのみ異なる燃料要素等を混載することができる。
 但し、JMTRCの核燃料物質については、種類及び濃縮度が異なる燃料要素等を混載することができる。
 ・重量及び発熱量は、収納する燃料要素等毎の重量及び発熱量の最大値を混載本教で案分した値とする。

添付表-1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (2/2) (低照射された燃料)

		JMTRC			
原子炉		標準燃料要素	特殊燃料要素	燃料フロロワ	燃料フロロワ
全装荷数 (体/容器)		10以下			
燃料形式		HEU燃料			
種類		ウランアルミニウム合金	ウランアルミニウム合金	ウランアルミニウム分散型合金	
性状		固体			
重量	²³⁵ U重量 (kg以下/容器)				
	U重量 (kg以下/容器)				
	²³⁵ U重量 (kg以下/体)				
	U重量 (kg以下/体)				
濃縮度 (wt%)					
放射能の量	総量 (GBq以下/容器)				
	主要な核種 (GBq以下/容器)				
燃焼度 (%以下)					
発熱量 (W以下/容器)		4.30×10 ⁻⁵		3.29×10 ⁻⁵	
冷却日数 (日)					

・一つの輸送容器に収納することができる核燃料物質は、原子炉毎に、種類及び濃縮度が同じ場合にのみ異なる燃料要素等を混載することができる。

但し、JMTRCの核燃料物質については、種類及び濃縮度が異なる燃料要素等を混載することができる。

・重量及び発熱量は、収納する燃料要素等毎の重量及び発熱量の最大値を混載本数で案分した値とする

添付表-2 承認容器登録番号【設計承認番号：J/119/B(U)F-96 (Rev. 2)】

No.	承認容器登録番号	製造番号	
		本体	燃料バスケット
1	S1B119	JRF-1	JRF-1
2	S2B119	JRF-2	JRF-2
3	S3B119	JRF-3	JRF-3
4	S4B119	JRF-4	JRF-4
5	S5B119	JRF-5	JRF-5
6	S6B119	JRF-6	JRF-6
7	S7B119	JRF-7	JRF-7
8	S8B119	JRF-8	JRF-8
9	S9B119	JRF-9	JRF-9
10	S10B119	JRF-10	JRF-10
11	S11B119	JRF-11	JRF-11
12	S12B119	JRF-12	JRF-12
13	S13B119	JRF-13	JRF-13
14	S14B119	JRF-14	JRF-14
15	S15B119	JRF-15	JRF-19
16	S16B119	JRF-16	JRF-20
17	S17B119	JRF-17	JRF-21
18	S18B119	JRF-18	JRF-22